

# 原子力規制委員会準備会合

平成 24 年 9 月 14 日  
14:30-16:00  
環境省第 1 会議室

## 議事次第

議題 1 : 発足の時点で速やかに決めておくべき事項

議題 2 : 新組織の発足にあたって

—国民の信頼回復に向けて—

議題 3 : その他

## 委員会発足の時点で速やかに決めておくべき事項

### <合議体のルール>

1. 委員会の意思決定のルール
  - 1-1 委員会業務の意思決定手続きについて
  - 1-2 内規類の整備までの間の旧組織の内規類の準用について
2. 委員長代理の順序について

### <緊急対応>

3. 緊急時の体制について
  - 3-1 緊急参集(地震等)の体制について
  - 3-2 緊急時の委員会の意思決定ルールについて
  - 3-3 緊急事態応急対策委員について
4. 福島における体制について
5. 大飯原発における監視体制について

### <透明性のルール>

6. 原子力規制委員会の「透明性」の確保について
7. 原子力規制委員会の「中立性」の確保について

### <報道対応>

8. 報道の体制について

### <委員会組織>

9. 委員会の組織等について

### <申告制度>

10. 原子力施設安全情報申告制度について

## 1. 委員会の意思決定ルール（案）

### 1-1. 委員会業務の意思決定手続きについて（案）

（趣旨）

委員会は、規制行政の進め方一切について、定例会議又は臨時会議で決定し責任を負う。具体的には、①規制の方針、計画等の策定など規制行政の方向付け・マネジメント、②安全上重要な許認可等の決定を行う。また、③事故・トラブルの発生や個別規制事案の処理など日々の規制実務の状況に関する情報を把握する。

ただし、事案の性質に応じて、委員長又は規制庁（長官等）に委任する（専決処理を可とする）。

（主なポイント（案））

#### 1. 定例会議及び臨時会議

- ① 定例会議は原則週1回（水曜日）とする。必要に応じ臨時会議を開催。
- ② 委員長が会議を招集。
- ③ 委員は必要と思う案件を議案とするよう委員長に要求可能。

#### 2. 会議運営のルール

- ① 委員長（代理可）及び委員2名以上で会議を開催。
- ② 出席者の過半数で可決し、可否同数の場合は委員長が決定。
- ③ 中途退席した場合は、その時点から「欠席」したものとする。
- ④ 軽微な案件は、書面を送付し、3人以上の賛成により決定が可能。

#### 3. 議事・資料の公開

- ① 会議の議事、資料及び議事録は原則公開。ただし、情報公開法に基づく不開示情報等については非公開とする。
- ② 議事録を非公開とした場合は、議事要旨を作成・公表。

## ○ 委員長又は原子力規制庁（長官等）への委任（案）

### （１）委員長の専管事項

事務管理の内規の制定（人事・文書・会計関係）は委員長の専管事項とする。

### （２）原子力規制庁（長官等）の専決処理事項

委員会の決定により、原子力規制庁（長官等）の専決処理事項とすることが可能。

#### 【例】

- ・ 重要度が低い施設（原災法の対象とならないもの、R I施設（※）等）の規制（※）平成25年4月に文科省から移管
- ・ 検査方法と基準が明確なもの（燃料体検査、溶接検査）の合格処分
- ・ 事業者の組織・体制に関する審査（安全管理審査）又は保安規定・核物質防護規定の遵守状況に関する検査（保安検査等）の結果の取扱い（合格・不合格という意味決定を伴わないもの）
- ・ 個別の事務処理（幹部以外の職員人事、文書管理、物品管理、契約等会計事務等）

## **1－2. 内規類の整備までの間の旧組織の内規類の準用について（案）**

（趣旨）

中立性や透明性を高めるための新たなルール等を導入するが、他方、現行府省が整備してきた規制等業務に関する膨大な内規類については、委員会の発足直後にこれらの全てを一度に改正しようとする、実務上の混乱等が避けられない。

委員会発足直後においても規制等の業務の中断は許されないことであるため、委員会として新たに内規類を検討するまでの間、原子力安全・保安院等の旧組織の内規類を準用する。

（主なポイント（案））

- 法制度上の変更のない規制等の業務に関しては、従前の業務実施手順を継承しつつ、委員会が定める新たなルールを優先することを基本とする。
- 個別業務に関する内規類は、業務の実施手順の定着状況等を踏まえつつ、順次整備。
- 例えば、原子炉の設置その他の重要な許認可案件等の運営については、申請内容の聴取から、職員による書面審査・現地調査、有識者の意見聴取、専門機関のクロスチェック、委員会会合における審議、被規制者への処分に係る文書発出という手順を基本とし、別に定める外部接触や情報公開、意見聴取会の実施ルールに沿って実施。

## 2. 委員長代理の順序について (案)

(趣旨)

原子力規制委員会設置法第六条第三項の規定に基づき、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときに、その職務を代理する委員をあらかじめ指名する。また、原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議（平成二十四年六月二十日参議院環境委員会）を踏まえ、委員長の職務を代理する委員四名を順位を付けてあらかじめ指名する。

(主なポイント (案))

<委員長代理順位>

- 委員長代理は、島崎委員とする。
- 緊急時対応の重要性に鑑み、第二位の代理は、更田委員とする。  
(更田委員は、緊急時に常に委員長又は委員長代理をサポートする。)
- 第三位、第四位の代理は、それぞれ、中村委員、大島委員とする。

(参考)

原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議

(平成二十四年六月二十日参議院環境委員会)

「三、(前略) 法第七条第三項の適用を可能な限り避けるため、原子力規制委員会の委員長は、法第六条第三項に基づき、その職務を代理する委員四名を順位を付けてあらかじめ指名しておくこと。」

### 3. 緊急時の体制について (案)

#### 3-1. 緊急参集 (地震等) の体制について (案)

(趣旨)

緊急時には、事態の進展状況に合わせ、事業者からの情報収集、関係機関への連絡・調整、応急対策の検討・決定、一般への情報提供等の様々な対応が発生する。

このため、委員及び職員は、所定の場所に速やかに参集を行い、これらの対応に迅速に着手することが求められることから、予め緊急参集の体制について定めておく必要がある。

(主なポイント (案))

- 警戒事象 (特定事象に該当しないがその可能性がある場合※)、特定事象 (原災法10条通報に該当する場合)、緊急事態 (原災法15条通報に該当する場合) の際の5人の委員+規制庁幹部の参集体制を決めておく必要がある。

※自然災害 (立地市町村震度5弱以上、立地都道府県の大津波警報等) 又は重要なプラント故障等 (制御棒の誤動作、火災による非常用電源等の機器の故障等)。

- 5人の委員及び規制庁幹部の配置は以下のとおり。

【警戒事象】

- ・委員長又は更田委員※1、長官※2又は次長 → 原子力規制庁ERC
- ・審議官1人 → 官邸

※1 上記以外の委員、緊急事態対策監、地域安全総括官は事象の重大性に応じて参集

※2 官邸で緊急参集チームが開催される場合は、長官は官邸危機管理センターに移動し同チームに出席

【特定事象及び緊急事態】

- 委員長、中村委員、審議官1人 → 官邸総理周辺
- 更田委員+緊急事態対策監 → 事態即応センター (事業者本店等)
- 島崎委員+大島委員+長官+審議官1人※ → 官邸

※長官又は審議官1人は関係局長等会議出席のため官邸危機管理センターに移動する場合あり。

- 環境省政務 (副大臣/政務官) +次長 → 原子力規制庁ERC
- (環境省政務 (副大臣/政務官) +地域安全総括官1人 → 現地OFC)
- 課長以下一各機能班員として活動

## **3-2. 緊急時の委員会の意思決定ルールについて（案）**

### **（趣旨）**

設置法第11条第5項において「原子力事故が生じた場合において、これに迅速かつ適切に対処するため、会議の開催及び議決の方法その他原子力規制委員会委員長及び委員が遵守すべき行動指針を内容とする内部規範」を定めるべき旨が規定されているところ。

この内部規範を定めることにより、平時の定例会議及び臨時会議とは別に、緊急時の会議の開催・意思決定方法を整備。

### **（主なポイント（案））**

#### **1. 緊急時に附議することができる案件**

- ・原子炉の事故収束、避難・スクリーニング・被ばく医療、モニタリング 等

#### **2. 緊急時における会議の開催・議決方法**

- ・テレビ会議システムの利用による会議の開催
- ・電子メール等の回答集計による議決
- ・その他適切な通信手段による会議の開催及び議決の実施

#### **3. 緊急時に開催された会議内容の公開**

- ・資料・議事録（又は議事要旨）・決定内容は事後に公開
- ・事後の検証のために情報管理に努める。

#### **4. 特に緊急を要するときの委員長による委員会の代理**

- ・法第10条第4項に基づき、特に緊急を要するため委員会を招集するいとまがないと認めるとき等は、委員長は、委員会を臨時に代理することができる。

### **3-3. 緊急事態応急対策委員について（案）**

**（趣旨）**

設置法第22条の規定に基づき、原子力緊急事態における応急対策に関する事項を調査審議させるために置かれるもの。

構成員は、福島事故での経験等を踏まえ、今後検討。

**（主なポイント（案））**

#### **1. 主な任務**

- ・原子力規制委員会が行う、緊急事態応急対策に関する技術的事項の検討に関して支援を実施。
- ・現地（原子力施設事態即応センター、オフサイトセンター）に派遣された対策委員は、現地の情報収集を行い、原災本部・自治体・事業者等が行う緊急事態応急対策に対して必要な技術的助言を行う。

#### **2. 招集方法**

- ・警戒事象の発生により、原子力防災課から一部の対策委員※に対して状況報告及び待機要請を行う。
- ・特定事象の発生により、原子力防災課から招集（対策委員によっては現地への派遣）を連絡。

※原子力施設ごとに担当の対策委員をあらかじめ定めておく。

#### **3. 調査審議の内容**

- ・本部における対策委員
  - ：原子力施設の状況、原子炉の収束、住民の防護措置、モニタリング、被ばく医療、広報・リスクコミュニケーション等に関する事項
- ・オフサイトセンターに派遣された対策委員
  - ：事業所周辺の状況、住民避難、安定ヨウ素剤の配布・服用、モニタリング、被ばく医療、スクリーニング等に関する事項
- ・即応センターに派遣された対策委員
  - ：原子力施設の状況、原子炉の収束、作業員の被ばくからの防護等に関する事項

## 4. 福島における体制について（案）

### （趣旨）

原子力規制委員会発足後、福島県民をはじめとした国民の不安にこれまで以上に積極的に応えていくことが必要。事故原因の究明を継続し、得られた知見の全てを安全性の継続的な向上に反映する。また、放射線被ばくに係る健康管理のあり方も議論する。今後の廃炉プロセス等における安全確保にも、積極的に関与する。さらに、委員自身が現地の状況を確認し、現地での万全の体制を構築する。

### （主なポイント（案））

#### 1. 事故原因の究明

○原子力規制委員会において継続的に事故原因を究明するための体制を構築する。

#### 2. 放射線被ばくに係る健康管理

○住民の放射線被ばくに係る健康管理についての方針を検討する。

#### 3. 廃炉プロセス等に対する規制当局としての対応

○1～4号機の中期的な安全確保及び信頼性の向上に積極的に関与し、規制当局として事業者を求めるべき対応を検討するため、原子力規制委員会において何らかの場づくり等を検討する。

#### 4. 福島の現場での体制

##### ○原子力規制庁

- ・福島第一、第二それぞれに原子力規制事務所（第一：所長以下7名、第二：所長以下6名）を設置する。
- ・加えて、福島地域全体を統括する業務統括（課長級）1名を配置する。
- ・また、規制庁審議官1名を、福島担当とする。

##### （※）現地対策本部（福島県福島市中町8番2号 自治会館内）

住民一時立入支援等が業務の中心であり、本部長は経産副大臣、副本部長兼事務局長は経産省審議官。

#### 5. 現地視察

○被災者の不安に積極的に応えるためには、委員自身が現場の状況を深く理解することが不可欠。直ちに現地視察を行うこととする。

## 5. 大飯原発における監視体制について（案）

### （趣旨）

関西電力 大飯発電所3、4号機については、本年7月の再稼働後、定格熱出力一定運転に到達した以降も安定的に運転を継続していることを踏まえつつ、規制機関として必要かつ合理的な監視体制を構築することが求められる。そのため、発電所及びオフサイトセンターにおける保安検査官等の勤務態勢や関係者との情報共有・プレス対応等について対応方針を決定する。

### （主なポイント（案））

具体的な体制については、プラントの運転状態等に鑑み、必要な監視を行いつつ、合理的な対応方針を決定する。

#### 1. 発電所及びオフサイトセンターの体制

- ・発電所及びオフサイトセンターにおいては、保安検査官による日勤及び夜間参集体制により、トラブル等発生時の情報収集、現場確認等を常時実施可能な体制を維持。
- ・規制庁の管理職級職員（若狭統括）はおおい町に駐在。
- ・トラブル等発生時には、安全上の重要度に応じ、規制庁の担当審議官又は管理職級職員等を現地に派遣。

#### 2. TV会議、情報共有

- ・TV会議の常時接続を継続し、週1回程度情報共有のため、事業者、自治体（福井県）、規制庁の間でTV会議を開催。またトラブル発生時にはTV会議システムを活用して、発電所等との情報共有に活用。
- ・特別な監視体制下で構築したメーリングリストをベースとした情報共有ツールを活用しつつ関係自治体との情報共有を継続※。

#### 3. プレス対応

- ・プレスからの要望も踏まえつつ、週1回の定例記者会見及び臨時記者会見やメーリングリスト等によりプレスに情報提供する体制を継続※。

※法規制上報告を求めている事象の発生など、安全規制の観点から公表する事案等については規制庁から情報提供するとともに、その他トラブル等の運転情報については事業者に情報提供させる。

※原子力発電所の再稼働問題については、去る4月6日に提示された再稼働に当たっての安全性に関する判断基準も含め、原子力規制委員会で慎重に確認、評価を行う必要がある。

## **6. 原子力規制委員会の「透明性」の確保について（案）**

（趣旨）

原子力規制委員会の業務運営に当たっては、情報公開の徹底（法第 25 条）と外部関係者接触ルール（参議院環境委員会附帯決議第 5 項）による透明性の確保が極めて重要。このため、①開示請求不要の情報公開体制の構築、②公開議論の徹底、③文書による行政の徹底、④被規制者等との接触情報の開示の徹底のためのルールを定める。

（主なポイント（案））

### **1. 透明性確保のための基本方針**

- ①情報開示の徹底（開示請求不要の情報公開体制の構築）
- ②公開議論の徹底（規制に関連する内容を議論する「会議」の公開）
- ③文書による行政の徹底
- ④被規制者等との接触情報の開示の徹底

### **2. 情報開示の徹底**

委員会決定文書、会議の資料、被規制者提出文書は、原則として、ホームページ上で公開。

### **3. 公開議論の徹底**

「会議」（規制に関連する内容を議論するもの）は、以下のように内容を公開。

- ① 定例・臨時会議、審議会、意見聴取会（議事、資料、議事録等を公開）
- ② 3人以上の委員打合せ（議事要旨等を公開）
- ③ 被規制者等との面談（議事要旨等を公開）

※「会議」には、委員の日程確認や事務的な状況報告など規制の議論を行わないものは、含まれない。

### **4. 文書による行政の徹底**

原則として、資料を会議に附議して文書により委員会決定を行う（口頭による曖昧な提案や委員会決定の回避）。

## **5. 被規制者等との接触情報の開示の徹底**

- ① 被規制者等との面談は事前アポイントを必須とする。委員には記録作成のため規制庁職員を同席。職員が被規制者と接触する場合は原則2人以上で対応。
- ② 電子メール等を用いた実質的に3人以上の委員による打合せや被規制者等との面談に相当する行為を自粛。

## **7. 原子力規制委員会の「中立性」の確保について（案）**

### （趣旨）

特別職の国家公務員である委員長・委員は、国家公務員倫理法や国家公務員倫理規程が適用されないが、原子力規制委員会設置法や衆議院決議の趣旨を踏まえ、これらの法・規程を準用する。

### （主なポイント（案））

#### 1. 国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程の準用

①委員長・委員も国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程を準用して職務を遂行する。

※倫理保持の対象となる利害関係者は、被規制者のほか委託契約先の事業者等も含む。

②贈与・株取引・所得の状況を倫理法に準拠して公開する。

#### 2. 株式等の取引の自粛

相続等やむを得ない場合を除き、株式等の取引を自粛する。

職員も、倫理法・倫理規程の遵守に加え、原則として、株式等の取引を自粛。

(参考)

○国家公務員倫理法第3条・国家公務員倫理規程第1条で定める倫理行動規準のポイント

- ① 公正な職務の執行義務。
- ② 私的利益誘導の禁止。
- ③ 職権行使対象からの贈与等の受取りの禁止。
- ④ 公共の利益の増進を目的とした職務遂行の義務。
- ⑤ 勤務時間外においても公務への影響を意識した行動。

○国家公務員倫理規程第3条～第9条で定める制限行為のポイント

(1) 基本的禁止事項（ただし私人の関係にある者は例外とする）

- ① 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与や貸付けを受けること。
- ② 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償の役務の提供を受けること。
- ③ 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。
- ④ 利害関係者から供応接待を受けること。
- ⑤ 利害関係者ととともに遊技又はゴルフをすることや旅行をすること。

(2) 利害関係者以外との社会通念上相当と認められる程度を越えた供応等の禁止

(3) 在任中、国の資金で作成した書籍等の監修料の受領の禁止

(4) 1万円以上の負担がある利害関係者との飲食（立食パーティや私的な利害関係者との食事）の届け出ること

(5) 利害関係者からの報酬を受けての講演等を行う場合は届け出ること  
など

## **8. 報道の体制について (案)**

(趣旨)

会議を公開し透明性を高めるのみならず、報道機関への発表を積極的に行うことで、委員会としてのメッセージを分かりやすく伝える。委員会としての発表は、基本的に委員長が行う。事務方を含め、緊急事態にも対応できる情報発信体制を構築する。また、報道機関を既存官庁よりも広く捉え、報道を事業として行う団体や個人を対象にする。

(主なポイント (案))

### **1. 日程**

- 委員長は、週に1回の会見 (水)
- 事務方は、週に2回の会見 (火・金)
- 即時発表すべき案件がある場合には臨時会見を行う。

### **2. 基本方針**

- 委員長は、委員会の方針や重大な決定について説明を行う。
- 事務方は、①事実関係の報告、②委員会の見解についての補足、③今後のスケジュール、④広報的な発表を行う。

### **3. 事務方の体制**

- 報道官：次長 (規制委員会の関連事項全般) + 政策評価・広聴広報課長 (技術的事項) + 同課担当職員で「報道チーム」を構成。

## **9. 委員会の組織等について（案）**

### **（趣旨）**

原子力規制委員会設置法第 27 条第 6 項において、原子力規制庁の内部組織については原子力規制委員会規則で定めることとされている。これに基づき、原子力規制庁の幹部の職、課・室の設置、所掌事務等について規定する「原子力規制庁組織規則」を定める。

この他、関係法令の委任に基づき、「原子力規制委員会設置法施行規則」を始めとする原子力規制委員会規則及び原子力規制委員会告示を定める。

### **（主なポイント（案））**

#### **1. 原子力規制庁組織規則（組織図については別紙参照）**

- ・特別な職の設置等（\*）： 原子力規制庁に、緊急事態対策監 1 人、審議官 3 人、原子力安全総括官 1 人を置く。  
（\* 長官については原子力規制委員会設置法において、次長については原子力規制庁組織令において、それぞれ規定されている。）
- ・課の設置等： 原子力規制庁に、総務課、政策評価・広聴広報課、国際課、技術基盤課、原子力防災課、監視情報課及び安全規制管理官 5 人を置く。
- ・その他、課の内部組織（課に設置する室、企画官等）等について定める。
- ・この規則に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、原子力規制庁長官が定めることとする。

#### **2. その他の規則・告示**

##### **①原子力規制委員会設置法施行規則**

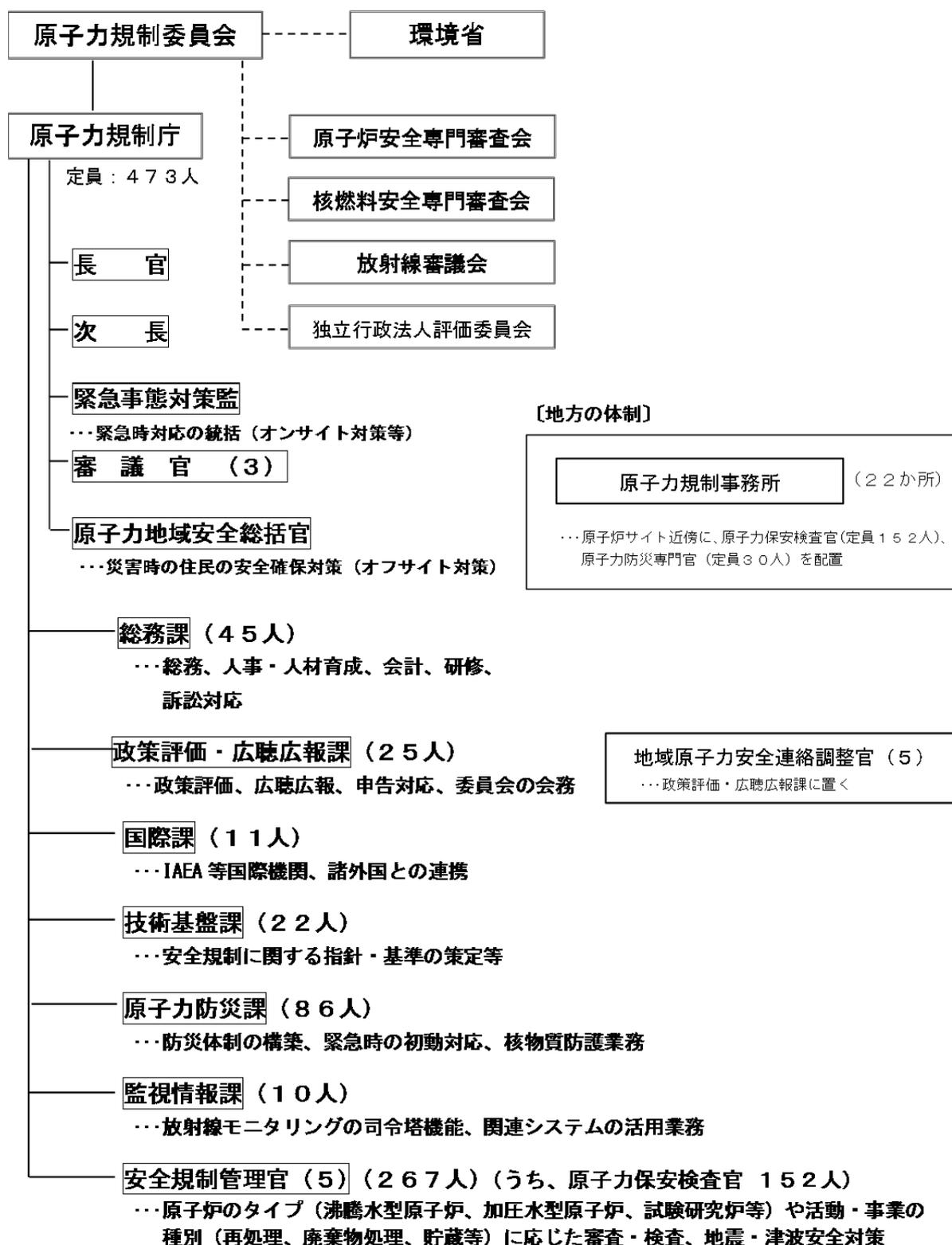
- ・原子力規制委員会設置法第 10 条第 5 項の規定に基づき、緊急時に委員長が委員会を臨時に代理した場合に、委員長が次の会議で委員会に報告する事項等について定める。

##### **②原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則**

- ・民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づき、電磁的方法により行うことができる保存、電磁的記録による保存を行う場合の方法等について定める。

- ③核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準
- ④試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準
- ・民間事業者等が書面を電磁的記録により保存等する場合に確保すべき情報システムの技術面の安全対策、関係者の遵守事項等について定める。
- ⑤公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定める件
- ・公文書等の管理に関する法律施行令第13条の規定に基づき、行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所の場所を、原子力規制庁総務課内と定める。

## 原子力規制委員会の組織



## **10. 原子力施設安全情報申告制度について（案）**

### （趣旨）

原子炉等規制法では、原子力事業者の「違法行為」に対する従業者からの申告制度が設けられている。この制度に基づいて申告をした申告者のプライバシーの保護を行いつつ、適切に処理し、原子力事業者の改善指導につなげることや、申告をしたために不利益な取扱いを受けた申告者の保護等を行うことが必要であり、原子力規制委員会発足直後から申告を受け付けられるよう制度を整備する必要がある。

### （主なポイント（案））

#### 1. 申告制度の骨子

- ① 申告者の個人情報の保護
- ② 迅速な調査の実施（申告受付後5営業日以内に第三者委員会に通知）
- ③ 規制委を対象とした申告もあり得るため、申告案件は第三者委員会の指導・監督の下で調査を実施
- ④ 定期的な運用状況の公表

#### 2. 第三者委員会「原子力施設安全情報申告調査委員会」の役割

- ・ 外部有識者により組織し、規制庁が行う申告調査を監督し、指導・助言。
- ・ 申告調査結果をとりまとめ、必要な場合には、事業者、委員会への措置の方針を決定し、公表。
  - ※ 調査委員会の議事、議事録等は非公表とし、調査報告書のみを公表。
  - ※ 5営業日以内に通知するため、発足後ただちに申告調査委員の委嘱が必要（暫定的措置として、現行の委員を年度内は継続。）

#### 3. 申告制度の運用のための原子力規制委員会の措置

- ・ 申告調査委員会の決定に基づいて申告調査を実施できるよう、あらかじめ規制庁の専決で報告徴収・立入検査を実施できるようにする。
- ・ 申告調査委員会の処置の方針に基づいて事業者への行政処分等を実施。

#### 4. 申告者が原子力事業者等に不利益な取扱いを受けた場合の措置

- ・ 申告者が解雇等の取扱いを受けたと申し出た場合、規制庁は調査を実施。
- ・ 解雇等の不利益取扱いの事実があった場合、原子炉等規制法違反として、原子力事業者の告発等の措置を行うほか、申告者への労働審判手続き等の教示を行う。

**新組織の発足にあたって（案）**  
**— 国民の信頼の回復に向けて —**  
**（討議事項）**

新組織である原子力規制委員会の最大の課題は、東京電力福島原子力発電所事故以来、地に落ちた原子力規制への国民の信頼の回復。国会の同意なく発足することとなったことも踏まえ、当委員会にとって、透明性の高い意思決定プロセスの実現を図るとともに、幅広く有識者から意見を求めて運営に反映することが大きな課題。

（主なポイント（案））

1. 明確な政策目標の確立と政策体系の見直しが必要ではないか。  
放射線の有害な影響から国民の健康と環境を守ることを使命とし、これに向けた政策体系の再構築が喫緊の課題。
2. 国会事故調をはじめとする各種事故調査報告・提言を踏まえた見直しをどのように進めるか
  - ① 各種事故調査報告・提言も含めたすべての政策課題の洗い出し
  - ② ロードマップの作成、マイルストーンの設定とレビュー
3. 透明性・中立性の高い意思決定プロセスをどのように実現するか
  - ① 情報の公開、開かれた会議運営の実現
  - ② 審議会等の透明性・中立性の確保のための方策
4. 幅広い有識者の意見・提言を反映するオープンな運営をどのように実現するか

## 今後の日程（案）

- 9月15日（土） 東京電力福島第一原子力発電所の視察
- 9月19日（水） 第1回委員会会議 （委員会会議室）
- 発足式 （委員会会議室）

# 原子力規制委員会人事

平成24年9月14日(金)

○平成24年9月19日付け

原子力規制庁長官

いけだ かつひこ  
池田 克彦

原子力規制庁次長

もりもと ひでか  
森本 英香

原子力規制庁緊急事態対策監

やすい まさや  
安井 正也

原子力規制庁原子力地域安全総括官

くろき よしひで  
黒木 慶英

原子力規制庁審議官

なゆき てつお  
名雪 哲夫

原子力規制庁審議官

さくらだ みちお  
櫻田 道夫

原子力規制庁審議官

やまもと てつや  
山本 哲也